

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-01		戦略プラン		●協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
			担当者名	矢部、大口	内線	2371		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	国民健康保険運営協議会費						
事務事業の種類	○新規事業（○4年度 ○3年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。							
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、区長の諮問に応じて、次の事項を審議することとされている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 療養の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 前2号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項。 							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入							
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員） 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	諮問事項承認率（%）	100	100	100	100	100	諮問事項承認数／諮問事項数
	②	委員出席率（%）	95	86	95	95	100	出席委員数／委員定数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
推進		推進						
法定事務であり、引き続き幅広い意見を聴く必要があるため、推進する。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額		375	377	377	378	378	378	378	
決算額（4年度は見込み）		167	138	158	168	145	138	378	
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
事項名（4年度は見込み）									
開催回数(回)		1	1	1	1	1	1	1	
出席委員数(人)		20	17	20	20	18	20	20	
予算・決算の内訳									
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	委員報酬	124	報酬	委員報酬	138	報酬	委員報酬	290	
災害補償費	公務員災害補償基金掛金	0	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	0	災害補償費	公務員災害補償基金掛金	1	
需用費	食糧費（飲物代）	3	需用費	食糧費（飲物代）	0	需用費	食糧費（飲物代）	6	
役務費	会議録作成業務委託	18	役務費	会議録作成業務委託	0	役務費	会議録作成業務委託	71	
使用料等	運営協議会会場使用料	0	使用料等	運営協議会会場使用料	0	使用料等	運営協議会会場使用料	10	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	2,477	2,676	199	地方税等	0	0	0	
	物件費	20	0	▲20	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	145	138	▲7	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	145	138	▲7	
	賞与・退職給与引当金繰入額	412	494	82	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,764	▲3,032	▲268	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	2,909	3,170	261	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,764	▲3,032	▲268	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲2,764	▲3,032	▲268	

備考 行政費用では、給与関係費が多くなっている。

問題点・課題

-

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和4年3月は書面開催した。	新型コロナ等の社会情勢を見極めながら、開催方法を決定する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	趣旨普及費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	小沢	内線	2372			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	趣旨普及費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。							
対象者等	区民全般							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 国保だよりの発行（令和4年度） <ol style="list-style-type: none"> (1) 配布枚数 41,000部 (2) 配布時期 6月 (3) 配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた国保ガイドブック」 (2) その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示 							
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民相互扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、国保だよりの発行回数（年3回）を必要に応じ発行に変更 							
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	あらかわ区報掲載実績(件)	38	38	36	38	40	掲載記事の件数（年間）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
推進		推進						
広報内容を充実し、効果的な周知等に重要な事業であるため、推進する。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		992	985	992	973	938	810	810
決算額（4年度は見込み）		656	746	683	790	748	515	810
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	国保だより							
	発行部数(部)	48,000	48,000	45,000	42,000	42,000	42,000	41,000
	発行回数(回)	1	1	1	1	1	1	1
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本（国保だより・国保ガイドブック）	748	需用費	印刷製本（国保だより・国保ガイドブック）	515	需用費	印刷製本（国保だより・国保ガイドブック）	810

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,344	1,087	▲ 257	地方税等	0	0	0	
	物件費	748	515	▲ 233	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	748	515	▲ 233	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	748	515	▲ 233	
	賞与・退職給与引当金繰入額	235	212	▲ 23	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,579	▲ 1,299	280	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	2,327	1,814	▲ 513	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,579	▲ 1,299	280	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,579	▲ 1,299	280		

備考 行政費用では給与関係費及び物件費が多くなっている。物件費の主な内訳としては、国保だより印刷費に293千円、国保ガイドブック印刷費に222千円かかっている。

問題点・課題 制度改正が頻繁に行われ、給付の取り扱いなどが複雑化しているが、被保険者等に周知する方法が限定されている。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ等を活用し、国保制度等についての周知を行う。	国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ等を活用し、国保制度等についての周知を行った。	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、ホームページ、SNS等を活用し、国保制度等についての周知を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-03		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦	
	出事務		担当者名	大口	内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	国民健康保険団体連合会負担金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。						
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（21組合）の83保険者によって構成されている。						
内容	<p>1 東京都区域内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その連合会運営経費を負担金として支出している。また、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。</p> <p>2 負担金</p> <p>(1) 被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×当該年度各月末現在被保険者数年平均</p> <p>(2) 事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率） ※令和元年度から「事務費割」廃止。</p> <p>3 平成23年9月から「国保総合システム」を導入、稼働している。なお、システム機器等の導入経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金（国庫補助金）で全額交付された。</p>						
経過	<p>昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立（負担金及び手数料のほか、国庫・都補助金等で運営）</p> <p>平成31年4月 事務費割額を令和元年度徴収分から廃止 被保険者割額の単価が段階的に増加 （元年度：60.00円， 2年度：80.00円， 3年度：105.00円）</p>						
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 荒川区の被保険者1人あたりの負担額(円)	60.00	80.00	105.00	105.00	105.00	荒川区の負担金総額÷荒川区の被保険者数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		3,752	3,645	3,493	3,271	4,308	5,396	5,137
決算額（4年度は見込み）		2,354	2,202	2,103	3,056	3,883	4,912	5,137
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	被保険者割単価（4年度は見込み）（円）	39.41	39.41	39.41	60.00	80.00	105.00	105.00
	被保険者割人数（4年度は見込み）（人）	61,045	57,187	54,112	51,708	49,127	46,778	48,919

予算・決算の内訳							
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項
負担金補助等	被保険者割	3,883	負担金補助等	被保険者割	4,912	負担金補助等	被保険者割

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	672	362	▲ 310	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3,883	4,912	1,029	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	3,883	4,912	1,029	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,883	4,912	1,029	
	賞与・退職給与引当金繰入額	118	71	▲ 47	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 790	▲ 433	357	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,673	5,345	672	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 790	▲ 433	357	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 790	▲ 433	357		

備考 補助費として、国民健康保険団体連合会負担金を支出している。前年度と比較して、被保険者数は減であるが被保険者数1人につき支払うべき単価が増となっているため、補助費が増額となっている。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	被保険者割額等の基本数値によって、納める負担金額が各保険者により異なる。
議会の要旨	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
			担当者名	矢部	内線	2371		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	一般会計繰出金						
	01-01-01	一般被保険者医療給付分						
	01-01-01	退職被保険者等医療給付分						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険事業費納付金条例 ほか			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金、その他諸支出金に関する事務							
対象者等	国民健康保険被保険者、各保険者、東京都国民健康保険団体連合会、国及び都							
内容	<p>1 東京都に対して納付する納付金等（国民健康保険事業費納付金） 国保制度改革に伴い、平成30年度4月から制度開始。区から国、都、東京都国民健康保険団体連合会等に納付していた各種拠出金等について、都が一括して管理・支出を行うこととなり、国保事業に必要な財源として、都が各区市町村の納付金額を決定し、各区市町村が都へ納付する。納付金には、(1)医療給付分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分がある。</p> <p>2 制度改正以前の拠出金等（現在は国民健康保険事業費納付金に含まれる） 介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金</p> <p>3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（一般会計へ繰出すもの）</p>							
経過	<p>1 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始</p> <p>2 前期高齢者納付金 平成20年4月前期高齢者納付金開始</p> <p>3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始</p> <p>4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始</p> <p>5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始</p> <p>6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始</p> <p>7 国民健康保険事業費納付金 平成30年4月事業費納付金制度開始</p>							
必要性	国民健康保険法第75条の7第2項の規定により、区は都に対して国民健康保険事業費納付金の納付義務を負う。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 関係法令等に基づき都が算定した金額を都に納付する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	国民健康保険事業費納付金1人当たり負担額(円)	134,417	147,461	145,629	157,916		当該年度納付金÷被保険者総数（年度平均）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	12,500,769	12,495,483	8,896,231	7,489,254	7,459,935	7,282,620	7,181,429
決算額(4年度は見込み)	12,012,926	11,550,856	8,357,760	7,472,257	7,455,769	7,239,369	7,181,429
実績の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名(4年度は見込み)							
国民健康保険事業費納付金(総額・千円)	0	0	7,564,895	7,154,076	7,168,706	6,823,019	7,083,176
老人保健医療費拠出金(千円)※事務費含む	93	59	0	0	0	0	0
介護納付金第2号被保険者数(人)	22,772	21,687	0	0	0	0	0
介護納付金1人当たり負担額(円)	57,255	59,352	0	0	0	0	0

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	事業費納付金(一般・医療分)	5,013,901	負担金補助等	事業費納付金(一般・医療分)	4,650,010	負担金補助等	事業費納付金(一般・医療分)	5,012,884
負担金補助等	事業費納付金(退職者・医療分)	0	負担金補助等	事業費納付金(退職者・医療分)	0	負担金補助等	事業費納付金(退職者・医療分)	1
負担金補助等	事業費納付金(一般・後期高齢者支援金分)	1,542,145	負担金補助等	事業費納付金(一般・後期高齢者支援金分)	1,495,736	負担金補助等	事業費納付金(一般・後期高齢者支援金分)	1,432,800
負担金補助等	事業費納付金(退職者・後期高齢者支援金分)	0	負担金補助等	事業費納付金(退職者・後期高齢者支援金分)	0	負担金補助等	事業費納付金(退職者・後期高齢者支援金分)	1
負担金補助等	事業費納付金(介護納付金分)	612,656	負担金補助等	事業費納付金(介護納付金分)	677,270	負担金補助等	事業費納付金(介護納付金分)	637,490
負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	2	負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	1	負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	3
負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	287,064	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	375,269	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	98,550

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	5,620	6,162	542	地方税等	5,243,042	5,152,957	▲ 90,085	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	239,953	62,652	▲ 177,301	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	531,777	447,897	▲ 83,880	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	7,411,517	7,187,184	▲ 224,333	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	1,829,188	1,622,258	▲ 206,930	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	224,472	212,052	▲ 12,420	行政収入合計(a)	7,843,960	7,285,764	▲ 558,196	
	賞与・退職給与引当金繰入額	984	1,200	216	行政収支差額(a)-(b)=(c)	165,499	▲ 161,918	▲ 327,417	
	その他行政費用	35,868	41,084	5,216	金融収支差額(d)	1	3	2	
	行政費用合計(b)	7,678,461	7,447,682	▲ 230,779	通常収支差額(c)+(d)=(e)	165,500	▲ 161,915	▲ 327,415	
特別費用(g)	7,411	55,736	48,325	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 7,411	▲ 55,736	▲ 48,325	当期収支差額(e)+(h)	158,089	▲ 217,651	▲ 375,740		

備考 国保制度改革により、区が行っていた各種交付金及び拠出金の収支を都が一括管理及び相殺し、事業費を納付金に一本化したことで、30年度から行政費用及び行政収入の規模が減となった。行政費用の大部分は事業費納付金であり、主に保険料収入を充てている。

問題点・課題	-		
--------	---	--	--

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況(要旨)	(実施) 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
-----------	-----------	---------	---------

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	大友、中田、高橋		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	保養施設事業費						
	01-03-01	保健事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	会拠出金規則及び共同処理要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。							
対象者等	被保険者							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価で関東近県の宿泊施設（2年度：6施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（2年度：4施設）を通常より安価で利用できる。 3 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防の指導等を行う。 							
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和35年4月 保険事業開始 2 平成元年7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始（平成24年度をもって事業廃止） 3 平成 8年7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始（平成14年度をもって事業廃止） 4 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 5 平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿（令和4年3月末契約終了）、お宿ねっと（平成28年3月末契約終了）） 6 平成27年4月糖尿病重症化予防事業等について医療費適正化対策事業より組み換え 							
必要性	国民健康保険法第82条において「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされている。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） <ol style="list-style-type: none"> 1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。 							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	保養施設利用者（人）	89	53	64	88	100	
	②	温浴施設利用者（人）	237	115	121	250	550	
③	糖尿病重症化プログラム（人）	22	21	18	20	40	糖尿病重症化予防プログラム完了者	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続 被保険者の健康の保持増進のために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	29,656	24,179	25,130	23,528	24,289	26,809	26,348	
決算額(4年度は見込み)	20,788	19,797	20,931	18,054	17,176	20,712	26,348	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	保養施設利用(人)	60	71	72	89	53	64	88
	温浴施設利用(人)	384	366	266	237	115	121	250
	糖尿病重症化予防プログラム(人)	16	23	19	22	21	18	20

予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品購入費用等	2	報酬・職員手当等	非常勤職員報酬等	2,759	報酬・職員手当等	非常勤職員報酬等	2,855
報償費	講演会講師謝礼等	21	共済費	非常勤職員共済費	432	共済費	非常勤職員共済費	469
需用費	返信用封筒等	72	報償費・旅費	講演会講師謝礼等	267	報償費・旅費	講演会講師謝礼等	378
役務費	人材派遣保健師費用	2,837	需用費	食糧費・消耗品費等	172	需用費	食糧費・消耗品費等	207
役務費	フォローアップ通知郵送料	10	役務費	通知郵送料・SMS送信サービス委託	532	役務費	通知郵送料・SMS送信サービス委託	423
委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	14,230	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	16,549	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	21,972
			使用料及び賃借料	保健事業面談会場	0	使用料及び賃借料	保健事業面談会場	38

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
	給与関係費	4,298	7,174	2,876	地方税等	0	0	0
	物件費	17,151	17,500	349	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	17,174	16,200	▲ 974
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	25	25	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	2	4,512	4,510
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	17,176	20,712	3,536
	賞与・退職給付引当金繰入額	753	779	26	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,051	▲ 4,766	285
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	22,227	25,478	3,251	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,051	▲ 4,766	285
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,051	▲ 4,766	285

備考 行政費用では主に物件費として糖尿病重症化予防等事業業務委託に16,549千円支出している。主な行政収入として保険給付費等交付金がある。

問題点・課題 ○指定保養施設の利用率が低いため、多くの被保険者が利用できる施設との契約が求められている。
○糖尿病等重症化予防事業について、参加者を増やすため、保健指導方法や実施回数を選択制を継続するとともに、通知内容を工夫する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、宿泊施設等についての情報を、区報やホームページなど様々な媒体を通じて周知を行い、利用率の向上を図る。	宿泊施設等についての情報を、区報やホームページなど様々な媒体を通じて周知を行った。	引き続き、宿泊施設等についての情報を、区報、ホームページ等様々な媒体を通じて周知を行い、利用率の向上を図る。
②	参加者を増やすため、通知を工夫するとともに、多様な保健指導方法の実施を継続していく。	保健指導方法や実施回数を選択制を継続し、参加者数は例年とほぼ同数であったが、途中離脱者は0名であった。	特定健診異常値放置者・治療中断者にも案内を送付している。対象者の自発的な行動変容を促すような通知内容に工夫する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	(詳細) ・保養施設、温浴施設事業：実施18区、未実施4区、不明0区 ・糖尿病重症化予防事業：実施22区、未実施0区、不明0区

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	高橋	内線	2372		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-02-01	脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 23（2011）年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の国民健康保険の被保険者 ・保険料の未納がない世帯の被保険者 						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。 ・2か年を連続して助成を受けることはできない。 ・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーンを実施」 <ol style="list-style-type: none"> （1）内容 対象期間中に脳ドック受診助成の申請を行った方のうち、健康づくりに関するアンケートに協力してくれた方に対し、区内商品券500円分を提供 （2）対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日 （3）対象人数 先着100名（国保・後期合算） 						
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月1日から事業開始。 ・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。 						
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るに当たり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。 						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み	
	①	脳ドック受診助成者数(人)	52	84	95	130	150
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度		5年度					
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		3,038	3,038	2,636	2,634	2,635	2,635	2,635
決算額（4年度は見込み）		1,319	1,508	1,036	707	1,183	1,360	2,635
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
脳ドック助成金利用者数(人)		84	93	67	52	84	95	130

令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	周知用チラシ・ポスター	4	需用費	周知用チラシ・ポスター	8	需用費	周知用チラシ・ポスター	11
役務費	郵送料（決定通知）	15	役務費	郵送料（決定通知）	19	役務費	郵送料（決定通知）	24
負担金補助等	脳ドック助成金	1,164	負担金補助等	脳ドック助成金	1,333	負担金補助等	脳ドック助成金	2,600

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	336	362	26	地方税等	0	0	0	
	物件費	20	27	7	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,164	1,333	169	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	1,183	1,360	177	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,183	1,360	177	
	賞与・退職給与引当金繰入額	59	71	12	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 396	▲ 433	▲ 37	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,579	1,793	214	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 396	▲ 433	▲ 37	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 396	▲ 433	▲ 37	

備考 行政費用では補助費等が多くなっており、脳ドック受診助成費として1,333千円支出している。

問題点・課題 利用者はおおむね80~90人程度で推移している。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。	区報、HP、区営掲示板等により周知を行った。区営掲示板へのポスター掲示に対しては大きな反響があった。	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

議会要旨(質問) 状況
・平成18年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」
・平成20年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」
・平成22年度11月会議「脳ドック検診を積極的に検討すべき」
・平成28年度6月会議「脳ドックについて、更なる周知を図るべき」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	大口	内線	2371			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	特定健康診査事業費						
	01-01-01	特定健診・保健指導システム運用管理費						
	01-01-01	特定保健指導事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。							
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については、「国民健康保険健康診査」として実施（特定健診と同内容）							
内容	<p>1 特定健診の実施（期間：7月1日～11月30日） 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券と保険証を提示して受診する。</p> <p>2 特定保健指導の実施（期間：9月上旬～） 特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に利用券を郵送（受診後2か月程度後）→区が委託する保健指導機関に利用予約のうえ、利用券と保険証を提示して利用する。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度から連続未受診者に勧奨ハガキの送付を開始 ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、25～29年度）の策定 ・平成26年度から、過去2年連続未受診者への受診勧奨ハガキの送付に加え、受診の結果、判定値を超えているにも関わらず、その後医療機関を受診していない者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付 ・平成30年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第3期、30～35年度）の策定 ・令和2年8月 2年連続未受診で電話番号を把握している世帯の方に、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し受診勧奨メッセージを送信 							
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	特定健診受診率（%）	44.7	43.6	42.5	53.0	60.0	受診者数/対象者数（4年度は第3期計画目標値）
	②	特定保健指導実施率（%）	5.9	5.9	7.3	28.0	60.0	実施者数/対象者数（4年度は第3期計画目標値）
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
重点的に推進	重点的に推進	健康部との連携を強化し、荒川区特定健康診査等実施計画（第3期）に掲げた目標に向け取り組むため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	301,238	294,621	278,275	274,461	273,470	235,080	226,941	
決算額(4年度は見込み)	260,253	247,106	236,970	226,389	220,665	225,026	226,941	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	特定健診受診率(%)	44.6	44.9	44.7	44.7	43.6	42.5	53.0
	特定保健指導実施率(%)	10.3	6.5	3.9	5.9	5.9	7.3	28.0
	※初回面談の実施率							
	※3年度・4年度は目標値							

予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	印刷製本(健診結果票等)外	860	需用費	印刷製本(健診結果票等)外	745	需用費	印刷製本(健診結果票等)外	1,099
需用費	印刷製本(保健指導利用券)外	96	需用費	印刷製本(保健指導利用券)外	97	需用費	印刷製本(保健指導利用券)外	110
役務費	受診券郵送料、通信運搬費等	2,434	役務費	受診券郵送料	1,911	役務費	受診券郵送料	1,990
役務費	利用券等郵送料	285	役務費	利用券等郵送料	58	役務費	利用券等郵送料	218
委託料	健診・保健指導業務委託等	212,725	委託料	健診・保健指導業務委託等	218,259	委託料	健診・保健指導業務委託等	219,257
使用料及び賃借料	回線使用料	142	使用料及び賃借料	回線使用料	211	使用料及び賃借料	回線使用料	211
負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	4,127	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,666	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	4,056

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	2,352	2,537	185	地方税等	30,737	34,539	3,802	
	物件費	216,539	221,281	4,742	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	61,474	69,078	7,604	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	4,126	3,745	▲381	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	128,454	48,318	▲80,136	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	220,665	151,935	▲68,730	
	賞与・退職給与引当金繰入額	412	494	82	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲2,764	▲76,122	▲73,358	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	223,429	228,057	4,628	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲2,764	▲76,122	▲73,358	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲2,764	▲76,122	▲73,358	

備考 行政費用では主に物件費として特定健診・保健指導等委託に218,259千円がかかっている。行政収入では、平成30年度国保制度改正以降、特定健診等負担金の国・都負担分が合算され、保険給付費等交付金(特別交付分)として、都から交付されている。

問題点・課題 ○国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適正かつ有効な実施を図るための基本的な指針」における市町村国保の令和4年度の目標値(53.0%以上)を目指す、計画最終年度である5年度の国基準の目標値(60%)は極めて高くなっている。
○特定健診の受診率は40%台を推移している。特に40歳代、50歳代の受診率が低水準のままとなっている。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、あらゆる広報手段を活用し、被保険者に対して事業実施に関する情報提供を行う。	区報、ホームページ、SNS等の掲載に加え、区内町会掲示板でのポスター掲示や区民事務所でのチラシ設置等、多方面で周知を行った。	引き続き、様々な広報手段を活用し、被保険者に対して事業実施に関する情報提供を行う。
②	引き続き、文書やSMS通知等の実施で、より多くの受診行動に繋がるように工夫していく。	2年連続未受診の方には文書による受診勧奨に加え、電話番号を把握している世帯の方にSMSによる通知を行った。	引き続き文書やSMS通知等の実施で、より多くの受診行動に繋がるよう工夫をしていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨
 ・平成18年度6月会議「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」
 ・令和元年度9月会議「特定健康診査等の項目に聴力検査を加えること」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	賦課事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	山田	内線	2374			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-04-01	賦課事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。保険料率は国保加入者の人数や賦課の元となる所得額を勘案して保険者ごとに算定する。							
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 （1）職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 （2）生活保護受給者（3）後期高齢者医療制度に加入している被保険者							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主には届出義務があり、事実の発生から14日以内と定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人あたり定額の均等割額を合算して算出する。 3 被保険者証の交付 被保険者証は、被保険者の資格取得を示す証明書であるとともに、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券でもある。 被保険者証は一人1枚のカード型であり、2年に一度の更新を行う。 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に係る税照会 5 資格の適用適正化調査（退職医療制度該当者、被用者保険加入者等の調査）及び広報活動 							
経過	昭和34年12月 特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 昭和41年 4月 保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額に変更 平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年 4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更 平成30年 4月 国民健康保険制度改革（都道府県が財政運営の責任主体となる） 令和2年 6月 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免開始 令和3年10月 オンライン資格確認システム運用開始 令和4年 4月 未就学児均等割額の5割軽減開始（全世代対応型の社会保障制度を構築する～法律）							
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	被保険者証再交付数(枚)	1,183	1,044	943	900	1,300	一般・退職被保険者証再交付数
	②	保険料納入通知書発付数(通)	47,639	47,469	47,299	47,000	49,000	当初賦課及び住民税更正に伴う保険料の変更通知の発付
③	保険料軽減世帯数(世帯)	17,582	16,744	16,329	16,000	18,000	7割・5割・2割軽減世帯	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
推進	推進	資格賦課事務は国保全ての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		22,743	45,565	23,431	42,163	23,496	40,164	23,186
決算額(4年度は見込み)		18,284	34,920	17,713	34,559	20,809	33,376	23,186
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名(4年度は見込み)								
世帯数(3.4年度は見込み)(世帯)		38,920	37,729	36,670	35,237	34,373	32,747	31,700
被保険者数(3.4年度は見込み)(人)		57,187	54,112	51,708	49,127	47,676	45,202	43,000
資格取得者数(3.4年度は見込み)(人)		13,738	13,865	12,965	12,573	11,448	10,077	9,000
資格喪失者数(3.4年度は見込み)(人)		17,596	16,940	15,369	15,154	12,899	12,550	12,000

予算・決算の内訳

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬	5,714	報酬	非常勤職員報酬	6,386	報酬	非常勤職員報酬	6,872
職員手当等	一般職期末手当(会計・非常勤)	902	職員手当等	一般職期末手当(会計・非常勤)	1,252	職員手当等	一般職期末手当(会計・非常勤)	1,328
共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料	925	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料	1,143	共済費	非常勤事務嘱託員社会保険料	1,400
旅費	臨時職員費用弁償(通勤費相当分)等	68	旅費	臨時職員費用弁償(通勤費相当分)等	106	旅費	臨時職員費用弁償(通勤費相当分)等	150
需用費	事務用消耗品、印刷製本	5,331	需用費	事務用消耗品、印刷製本	7,635	需用費	事務用消耗品、印刷製本	5,063
役務費	郵送料等	7,869	役務費	郵送料等	16,854	役務費	郵送料等	8,373

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	83,077	88,441	5,364	地方税等	0	0	0	
	物件費	13,268	24,595	11,327	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	10	13	3	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	20,809	33,376	12,567	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,809	33,376	12,567	
	賞与・退職給与引当金繰入額	13,385	15,556	2,171	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 88,931	▲ 95,229	▲ 6,298	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	109,740	128,605	18,865	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 88,931	▲ 95,229	▲ 6,298	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 88,931	▲ 95,229	▲ 6,298		

備考 行政費用では主に物件費があり、被保険者証等の郵送料に16,646千円、国保保険料納入通知書の印刷費等に7,348千円かかっている。なお、3年度は、隔年で実施する被保険者証の一斉更新の年にあたるため、2年度に比べ物件費が増となっている。

- 問題点・課題
- ・国保の制度を理解しにくい外国人向けにチラシを作成することで、収納率向上を目指す
 - ・国民健康保険への資格加入手続きをされていない方への周知
 - ・係の窓口事務を見直し、より効率的な運営を目指す

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	外国語に翻訳することで外国人が国保の仕組みを理解し、収納率が向上するものを検討する。	留学2年目の未申告により保険料が増額し、結果として滞納するケースが多いため、外国人用チラシを作成し住民税申告の必要性を説明した。	外国人用チラシを充実させ、外国人に国民健康保険の仕組みを理解してもらい、収納率が向上する方法を検討する。
②	勧奨通知を送っても返信がない方への対応を検討し、二重加入状態をなくすようにする。	職権による資格喪失事務処理要領により、勧奨通知を送っても一定期間返信がない場合には、一定条件の基、職権により資格を喪失した。	社保を脱退したが国保に加入していない方に国保に加入するよう促す方法を検討する。
③	タブレットの使用料金は高額であるため、タブレットと併用できる別の方法を検討する。	中国語と英語が話せる職員が係を超えて窓口対応をして、タブレットの使用頻度を減らした。	窓口の当番体制等を見直し、より効率的な運営が図れるよう検討する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状
 平成30年度2月会議「国民健康保険証へ顔写真掲載義務化に関して」
 同年度11月会議「国民健康保険料に均等割があることで社会保険料と比較して高額であることについて」
 同年度11月会議「多子世帯について、均等割の減額免除制度を創設すべきではないか」
 令和元年度6月会議「高すぎる国民健康保険料の引下げと、子どもの均等割分を実質的に減額免除する支援制度を創設すべき」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	高額療養費・出産費支払費用貸付事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	薄場	内線	2371		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-96-97	高額療養費・出産費貸付事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 53（1978）年度	根拠	荒川区高額療養費支払費用貸付条例				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	国民健康保険出産費資金貸付条例				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が傷病のため高額な医療費を必要とするときに、その費用を貸付けることにより、生活の安定を図る。 国民健康保険加入世帯を対象に出産費用を支払うための資金を貸し付けることにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 						
対象者等	被保険者（世帯主）						
内容	<p>【高額療養費】</p> <p>(1) 限度額：高額療養費相当額の90%（診療報酬が減点されやすい、頭・心臓・救急医療の場合は80%）</p> <p>(2) 申請及び貸付単位：申請は世帯主で、1か月単位</p> <p>(3) 貸付方法及び利子：手続き後4～5日目に世帯主の預金口座に振込・無利子</p> <p>(4) 返済方法：診療月の約3か月後に支給される高額療養費で返済する。</p> <p>【出産費支払費用】 被保険者で出産予定日まで1か月以内の者の属する世帯の世帯主（出産育児一時金の直接払いを行っていない分娩機関での出産を対象）※区長が必要と認めるものは妊娠4か月以上であれば貸付</p> <p>(1) 限度額：出産育児一時金支給額、42万円の80%、33万6千円（平成21年10月から）</p> <p>(2) 貸付方法及び利子：手続き後（審査後10日）、世帯主の口座に振り込み・無利子</p> <p>(3) 返済方法：当該貸付金に係る出産育児一時金で返済に充てる。</p>						
経過	<p>【高額療養費貸付】</p> <p>①昭和53年6月 事業開始、貸付限度額70%</p> <p>②平成 3年4月 貸付限度額改定90%</p> <p>③平成 9年9月 付添看護料貸付の廃止</p> <p>④平成19年4月 70歳未満の入院について、限度額適用認定証を事前に交付（これに伴い貸付需要は激減）</p> <p>【出産費支払費用貸付】</p> <p>①平成12年12月 国から出産費貸付の取組み通知</p> <p>②平成13年 7月 政府管掌保険にて事業開始</p> <p>③平成13年11月 当区において事業開始</p>						
必要性	・高額療養費貸付は限度額認定証の普及、出産費支払い用貸付については、医療機関への直接支払い制度の普及により、本貸付制度の必要性は薄れている。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>申請に必要なもの 被保険者証、銀行口座番号（世帯主）、印鑑（世帯主）、領収書（高額）・母子手帳（出産）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 高額貸付件数(件)	0	0	0		0	
	② 出産費貸付件数(件)	0	0	0		0	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
休止・完了	休止・完了	代替制度が確立し、対象者がいないため、完了する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		5,028	5,028	3,497	3,497	3,497	1,280	0
決算額（4年度は見込み）		175	659	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	高額貸付件数(件)	2	7	0	0	0	0	0
	出産貸付件数(件)	0	0	0	0	0	0	0
	高額貸付金額(千円)	175	659	0	0	0	0	0
	出産貸付金額(千円)	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	チラシ作成用紙	0	需用費	チラシ作成用紙	0			
役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	0			
貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	0	貸付金	高額療養費・出産費資金貸付金	0			

行政コスト計算書	勘定科目		2年度	3年度	差額	行政収入	勘定科目		2年度	3年度	差額
	給与関係費		134	72	▲ 62		地方税等		0	0	0
物件費		0	0	0	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		24	14	▲ 10	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 158	▲ 86	72		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		158	86	▲ 72	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 158	▲ 86	72		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 158	▲ 86	72		

備考 行政費用は主に給与関係費となっている。

問題点・課題 【高額療養貸付金・出産費用貸付金】
過去4年間実績がないこと、代替え制度が普及していることから、他区の状況も踏まえ条例廃止を検討していく。

問題点・課題の改善策			
	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度の在り方を検討し、見直しを行っていく。	実績がないため、事業の休止について検討した。	事業休止のうえ、周辺状況を勘案し条例の廃止について検討を進める。
②			
③			

他区の実況 (実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)
上記実施区は高額療養費・出産費支払費用とも貸付制度がある区
なお、貸付制度について高額療養費のみは16区、出産費支払費用のみは11区

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	給付事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	古宇田、松本	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-05-01	給付事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進める。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	(1) 保険給付支給にかかる事務費、会計年度任用職員報酬等 (2) 第三者行為求償事務国保連委託等						
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事務開始						
必要性	保険給付の公平、医療費の適正化を図るため、重要な事務である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 第三者行為における損害賠償請求については、東京都国民健康保険団体連合会にその請求事務にかかる費用を委託料として支出している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	被保険者へ適正な保険給付を行っていくため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		10,458	8,731	7,360	16,820	13,283	12,418	11,739
決算額（4年度は見込み）		4,631	4,808	5,390	6,567	7,153	6,611	11,739
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
共済費	臨時職員雇用保険料	164	報酬	非常勤職員報酬	927	報酬	非常勤職員報酬	985
報酬	非常勤職員報酬	763	職員手当等	期末手当	109	職員手当等	期末手当	394
需用費	消耗品、印刷製本	896	共済費	臨時職員雇用保険料等	106	共済費	臨時職員雇用保険料等	232
役務費	郵送料	2,346	需用費	消耗品、印刷製本	685	旅費	臨時職員費用弁償	60
委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託等	2,818	役務費	郵送料	2,600	需用費	消耗品、印刷製本	1,017
職員手当等	期末手当	164	委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託等	2,184	役務費	郵送料	4,442
						委託料	第三者行為損害賠償請求事務委託等	4,609

行政コスト計算書	勘定科目		2年度	3年度	差額	行政収入	勘定科目		2年度	3年度	差額
	給与関係費		3,109	3,269	160		地方税等		0	0	0
物件費		6,059	5,469	▲ 590	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		2	2	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		7,153	6,611	▲ 542		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		7,153	6,611	▲ 542		
賞与・退職給与引当金繰入額		399	425	26	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 2,416	▲ 2,554	▲ 138		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		9,569	9,165	▲ 404	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,416	▲ 2,554	▲ 138		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,416	▲ 2,554	▲ 138		

備考

行政費用では物件費が多くなっており、主なものとして、高額療養費申請書の各種申請申請や不当利得等に関する郵送料2,600千円、柔道整復申請書データ入力業務委託1,612千円があげられる。

問題点・課題

円滑な保険給付事務の執行に努めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

他区の実況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	医療費適正化対策事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	石間戸・古宇田・安田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-08-01	医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 5（1993）年度	根拠	国民健康保険法、国民健康保険特別調整交付金				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	交付方針				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	当区の被保険者一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。						
対象者等	被保険者及び医療機関						
内容	1 医療費分析を踏まえた医療費適正化事業 (1) 医療費分析 (2) 受診行動適正化指導 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 平成12年から医療費通知の送付を始めたが、平成31年2月から 年1回（前年度12月分から本年1月分）確定申告の時期に合わせて2月に送付 医療費の額等を下記内容により通知する。 (1) 受診年月日に関する事 (2) 受診者に関する事 (3) 入院・通院の回数 (4) 医療費の額に関する事 (5) 医療機関の区別 3 レセプト点検員（平成20年度～業務委託）によるレセプト内容点検の充実強化						
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 3 平成12年 6月 医療費通知実施（実施要領制定） 4 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業実施（平成22年3月で終了） 5 平成20年 4月 レセプト点検専門業者委託実施 6 平成20年12月 画像レセプト方式導入 7 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 8 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始 9 平成27年 4月 糖尿病重症化予防等一部事業を保健事業費に組み換え 10 平成30年11月 不当利得返還請求電話催告業務委託実施 11 平成31年 2月 確定申告手続きに活用できる仕様の医療費通知の送付開始						
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 医療費適正化事業業務委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① ジェネリック差額通知・削減効果額（円）	75,459,003	120,273,394	117,572,720	130,341,840	130,341,840	(想定薬剤費－実質薬剤費)×12月
	② レセプト点検の財政効果（円）	1,617	2,129	1,801	1,765	1,765	過誤調整額÷平均被保険者数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
重点的に推進	重点的に推進	医療費の適正化が保険者に強く求められているため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		30,823	28,246	39,566	30,725	32,783	29,907	28,453
決算額（4年度は見込み）		20,889	20,456	20,202	24,210	24,789	24,019	28,453
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	ジェネリック差額通知・削減効果額	217,185,260	237,674,219	180,902,345	75,459,003	120,273,394	117,572,720	130,341,840
	レセプト内容点検（枚）	939,470	880,626	837,718	811,842	716,209	735,586	754,545
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	6,996	報酬	会計年度任用職員報酬	7,000	報酬	会計年度任用職員報酬	7,045
職員手当等	会計年度任用職員社会保険料等	1,351	職員手当等	会計年度任用職員社会保険料等	1,398	職員手当等	会計年度任用職員社会保険料等	1,398
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,339	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,046	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,355
旅費	事務嘱託員旅費	26	旅費	事務嘱託員旅費	26	旅費	事務嘱託員旅費	31
需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	1,030	需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	974	需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	949
郵送料	郵送料	2,942	郵送料	郵送料	2,719	郵送料	郵送料	3,658
委託料	ジェネリック・レセプト点検	11,106	委託料	ジェネリック・レセプト点検	10,773	委託料	ジェネリック・レセプト点検	14,017

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	19,754	21,847	2,093	地方税等	0	0	0	
	物件費	15,103	14,258	▲ 845	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	10,552	8,921	▲ 1,631	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	13	13	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	14,237	15,098	861	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,789	24,019	▲ 770	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,992	2,408	416	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,073	▲ 14,507	▲ 2,434	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	36,862	38,526	1,664	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,073	▲ 14,507	▲ 2,434	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,073	▲ 14,507	▲ 2,434		

備考 行政費用では物件費として、診療報酬明細書内容点検業務委託、医療費通知封入封緘業務委託、ジェネリック医薬品促進通知作成等業務委託等がある。行政収入では、都支出金（保険給付費等交付金の特別交付分）がある。

問題点・課題 ○ジェネリック医薬品の供給量は社会情勢により変化するものであるから、現況に留意しながら送付時期等を考慮する必要がある。
○医療費通知については、医療費控除で使用したい旨の要望が多いため、わかりやすい通知の作成に努めている。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ジェネリック利用率のさらなる向上のため、荒川区薬剤師会と連携して、通知の作成・送付と服薬指導を実施する。	ジェネリック医薬品の供給不足の情勢下で、情勢下にあった通知事業を実施した。	ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下の中で、利用率の向上のため、通知内容を工夫する。
②	セルフメディケーション制度の紹介など、被保険者にとってよりわかりやすい医療費通知の作成・送付を実施する。	セルフメディケーション制度及びマイナンバーの保険証利用についての案内を医療費通知と一緒に発送する。	医療費通知の通知自体の記載内容の工夫等を行い、より被保険者に寄り添った通知の作成・発送を実施する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	令和元年度2月会議「ジェネリック医薬品の利用促進をやめるべき」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	一般被保険者療養給付費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	井坂、石間戸	内線	2382			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	退職被保険者等療養給付費						
	01-01-01	一般被保険者療養給付費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	一般被保険者の療養の給付（現物給付）に要する費用を支出。療養の給付とは、被保険者であることを被保険者証によって保険医療機関等に明らかにすると同時に、保険医療機関等から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関と保険者との間で決済するものである。							
対象者等	一般被保険者、退職被保険者及び保険医療機関							
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に関する保険者負担分も本事業から支出。							
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2. 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3. 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4. 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設 付添看護療養費の廃止 5. 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改定 6. 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7. 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 8. 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担 9. 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第36条で保険者は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う、と規定されている。必要な保険給付とは、診察、薬剤治療材料、処置手術、収容等をいう。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	一人当たりの療養諸費（一般分）(円)	332,303	331,350	364,235	342,629	342,629	総費用額÷平均被保険者数
	②	一人当たりの療養諸費（退職分）(円)	535,884					総費用額÷平均被保険者数 ※R2年度より被保険者数は0
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		13,373,726	13,399,933	13,442,848	13,284,798	12,593,079	12,619,129	12,493,260
決算額(4年度は見込み)		13,183,227	12,852,845	12,383,555	12,193,799	11,650,161	12,343,394	12,493,260
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	一人当り療養諸費(一般分)(円)	310,363	323,869	323,727	332,303	331,350	364,235	342,629
	23区順位(一般分)(位)	10	7	10	10	-	-	-
	一人当り療養諸費(退職分)(円)	483,664	460,407	570,377	535,884	-	-	-
	23区順位(退職分)(位)	2	12	2	9	-	-	-
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	一般被保険者療養給付費	11,649,519	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	12,343,394	負担金補助等	一般被保険者療養給付費	12,493,259
負担金補助等	退職被保険者療養給付費	642	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	0	負担金補助等	退職被保険者療養給付費	1

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	14,786	15,513	727	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	11,650,161	12,343,394	693,233	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	11,650,161	12,343,394	693,233	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	690	318	▲ 372	行政収入合計(a)	11,650,161	12,343,394	693,233	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,590	3,022	432	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,066	▲ 18,853	▲ 787	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	11,668,227	12,362,247	694,020	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,066	▲ 18,853	▲ 787	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,066	▲ 18,853	▲ 787		
備考	補助費等は、療養給付費等の一般被保険者分、退職被保険者分の合計である(29年度以前は一般被保険者分のみ計上)。療養給付費等の支出額に対して、都から交付される都支出金(保険給付費等交付金の普通交付分)を充てている。								
問題点・課題	○荒川区の国保の資格喪失後に、荒川区の被保険者証で受診した場合、不当利得となる。国保資格喪失手続き時に、喪失後受診の有無について確認し、不当利得の早期回収に努めていく。								

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	オンライン資格確認システムの動向も踏まえ、引き続き、不当利得事務を適切に処理する。	オンライン資格確認システムが今年度に始動したことにより、不慣れな点もあったが、不当利得事務等、適切な事務処理ができた。	本格化するオンライン資格確認システムの動向把握と引き続きの不当利得事務処理を行っていく。
②			
③			

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	一般被保険者療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	高木、原田	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	退職被保険者等療養費						
	01-01-01	一般被保険者療養費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払をする現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後で療養に要した費用から一部負担金を控除した額を、保険者から受けるものである。							
対象者等	一般被保険者、退職被保険者及び医療機関							
内容	療養の給付を受けることができる場合 (1) 保険医療機関がない地域で病気になった場合や、保険医療機関で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難と認めたとき。（柔道整復・あんま・はり・きゅう等） (2) 被保険者証を提示しないで診療を受けた場合で、被保険者証を提示しないことが緊急その他やむを得ない理由によると保険者が認めたとき。 (3) 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めるとき。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割但し、現役並み所得者2割 5 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 6 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 7 平成20年 4月 義務教育就学前（6歳に達した最初の3月31日以前）2割 70～74歳で1割の者2割（但し、平成26年4月1日までに70歳を迎えた人については軽減措置により1割のまま） 8 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 被保険者の申請に基づき支給する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	給付件数(件)（一般）	27,239	21,986	22,665	22,665	26,287	
	②	給付件数(件)（退職）	35	0	0	0	0	制度廃止のため、対象被保険者なし
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	328,738	300,419	296,201	227,046	210,770	202,574	182,323	
決算額（4年度は見込み）	319,993	277,969	238,970	217,597	177,254	177,740	182,323	
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	給付件数(件)（一般）	38,589	34,381	29,887	27,239	21,986	22,665	22,665
	給付件数(件)（退職）	533	311	154	35	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者療養費	177,254	負担金補助等	一般被保険者療養費	177,740	負担金補助等	一般被保険者療養費	182,322
負担金補助等	退職被保険者等療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等療養費	1

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	4,033	5,271	1,238	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	177,254	177,740	486	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	177,254	177,740	486	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	177,254	177,740	486	
	賞与・退職給与引当金繰入額	706	1,027	321	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,739	▲ 6,298	▲ 1,559	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	181,993	184,038	2,045	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,739	▲ 6,298	▲ 1,559	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,739	▲ 6,298	▲ 1,559		

備考 補助費等は、療養費等の一般被保険者分、退職被保険者分の合計である（29年度以前は一般被保険者分のみ計上）。療養費等の支出額に対して、都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の普通交付分）を充てている。

問題点・課題 ○海外療養費について、不正受給を防止するために、継続的に外国語の翻訳、内容審査等審査体制を強化していく。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、海外療養費の申請書、診療内容及び領収金額について調査委託を実施し、適正な審査を実施する。	海外療養費について、専門知識を有する委託会社に診療内容等の調査を依頼し、適正な審査を実施した。	海外療養費は現地病院の実態が把握しにくいいため、引き続き委託会社による調査を行い、適正な審査事務を実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会質問(要旨) 平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	高額療養費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	堀口	内線	2382		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	一般被保険者高額介護合算療養費					
	01-01-01	一般被保険者高額療養費					
	01-01-01	退職被保険者等高額療養費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。						
対象者等	被保険者						
内容	<p>1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。</p> <p>2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。</p> <p>3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。</p>						
経過	<p>1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上）</p> <p>2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上）</p> <p>3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定</p> <p>4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更</p> <p>5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始）</p> <p>6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行</p> <p>7 平成27年1月1日 70歳未満自己負担限度額変更</p> <p>8 平成29年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更・年間外来合算制度実施</p> <p>9 平成30年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更</p> <p>10 令和3年12月 全世帯に対して支給の簡素化を実施</p>						
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p><償還払> 医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送</p> <p><現物払> 限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 高額療養費支給件数(件)	32,074	33,003	33,083	33,083	33,000	一般+退職
	② 高額介護合算療養費支給件数(件)	42	90	100	100	90	一般+退職
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		1,809,940	1,950,123	1,942,801	1,945,549	1,807,953	1,870,844	1,896,546
決算額（4年度は見込み）		1,801,970	1,812,477	1,722,303	1,768,661	1,770,570	1,869,343	1,896,546
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	一般支給件数（高額介護合算含む）（件）	26,051	24,742	27,807	32,096	33,089	33,183	33,183
	退職支給件数（高額介護合算含む）（件）	299	205	84	20	4	0	0

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,767,590	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,865,564	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,892,607
負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	201	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	1
負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	2,778	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	3,779	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	3,937
負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0	負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	1

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	12,098	15,368	3,270	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,770,570	1,869,343	98,773	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	1,770,570	1,869,343	98,773	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,770,570	1,869,343	98,773	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,119	2,994	875	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,217	▲ 18,362	▲ 4,145	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,784,787	1,887,705	102,918	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,217	▲ 18,362	▲ 4,145	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,217	▲ 18,362	▲ 4,145		

備考 補助費等は、高額療養費等の一般被保険者分、退職被保険者分の合計である（29年度以前は一般被保険者分のみ計上）。高額療養費等の支出額に対して、都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の普通交付分）を充てている。

問題点・課題 ○高額療養費申請者の負担軽減のため、全世帯向けに手続きの簡素化を実施した。今後は、標準システムで可能な処理状況も確認しつつ、年間外来合算高額療養費についても手続きの簡素化を検討していく。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和3年4月の法改正により、支給簡素化の年齢要件が撤廃された。全世帯へ手続きが行えるようシステム改修していく。	支給簡素化の年齢要件が撤廃され、対象全世帯への自動振込が滞りなく開始できた。	支払負担なし公費利用者も、計算の上、自動振込対象者として何が可能かどうか検討し、自動振込数を増やしていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
			担当者名	原田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	出産育児一時金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の出産に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	1. 被保険者が出産した場合、世帯主に支給されるもので、平成6年10月施行の国民健康保険法改正により、従来の「助産費」と「育児手当金」を統合して創設された。 2. 支給金額420,000円 3. 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 4. 同一出産につき、社会保険等の健康保険からこれに相当する給付がある場合には、支給されない。 5. 平成13年11月1日より、出産費資金貸付事業開始（内容については、「出産費資金貸付事業」参照） 6. 平成19年 4月 出産一時金を区から医療機関等に支払う受取代理制度開始。 7. 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴い、その保険料分として支給額を引き上げ 35万円⇒38万円 8. 平成21年10月 医療機関等への直接支払制度開始に伴い、支給額を引き上げ 38万円⇒42万円							
経過	1. 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2. 昭和43年 4月 育児手当金創設 3. 平成 6年10月 出産育児一時金の創設 4. 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始 5. 平成21年 9月30日 受取代理制度廃止 6. 平成21年10月 医療機関への直接払い制度の開始（支払先：国民健康保険団体連合会） 7. 平成23年 4月 直接支払制度・支給額の恒久化、受取代理制度の制度化							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の給付を行うものとする規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） <input type="radio"/> 医療機関等への直接支払制度…健康保険証を提示して、分娩する医療機関等に申込む。 <input type="radio"/> 直接支払制度を利用しない場合は、保険者へ申請する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	支給件数(件)	200	170	171	183	200	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		138,180	131,460	142,800	112,560	91,560	84,420	76,860
決算額（4年度は見込み）		127,965	110,410	84,277	84,417	72,985	72,601	76,860
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
支給件数(件)		304	262	202	200	170	171	183
予算・決算の内訳		令和2年度（決算）		令和3年度（決算）		令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	出産育児一時金	72,985	負担金補助等	出産育児一時金	72,601	負担金補助等	出産育児一時金	76,860

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,344	1,087	▲ 257	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	72,985	72,601	▲ 384	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	72,985	72,601	▲ 384	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	72,985	72,601	▲ 384	
	賞与・退職給与引当金繰入額	235	212	▲ 23	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,579	▲ 1,299	280	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	74,564	73,900	▲ 664	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,579	▲ 1,299	280	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,579	▲ 1,299	280		

備考 行政費用では、出産育児一時金として72,601千円支出している。行政収入では出産育児一時金等繰入金、その他繰入金がある。

問題点・課題 海外出産について、調査委託等を活用し適正な審査と円滑な事務処理を継続して実施していく。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き海外出産については、調査委託等を活用し、適切な事務処理を実施していく。	海外出産について調査委託を活用し、適切な事務処理を行った。	今後も海外出産について、調査委託を活用し、適正な審査、事務処理を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」 令和元年11月会議「国民健康保険に出生手当金・傷病手当金制度創設の区の認識を問う」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	葬祭費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	原田	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	葬祭費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者							
内容	1 被保険者が死亡した場合、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給するものであるが、葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の係りに係わりはない。 2 支給金額70,000円 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時より実施 2 昭和39年 4月 ~ 平成10年 4月 支給金額9回の改定（2,500円⇒70,000円）							
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 国保資格喪失届出時に葬祭費申請を促す（喪失届用紙の複写が葬祭費請求書） ※申請時は、被保険者と窓口で接触できる機会であり、この機会をとらえて保険料充実に努めている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	給付件数(件)	294	270	256	295	295	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	22,820	20,510	21,070	20,580	23,030	20,650	20,650	
決算額(4年度は見込み)	21,280	20,510	19,810	20,580	18,900	17,920	20,650	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	支給件数(件)	304	293	283	294	270	256	295

予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	葬祭費	18,900	負担金補助等	葬祭費	17,920	負担金補助等	葬祭費	20,650

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	1,344	1,211	▲ 133	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	18,900	17,920	▲ 980	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	18,900	17,920	▲ 980
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	18,900	17,920	▲ 980
	賞与・退職給与引当金繰入額	235	236	1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,579	▲ 1,447	132
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,479	19,367	▲ 1,112	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,579	▲ 1,447	132
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,579	▲ 1,447	132

備考 行政費用では補助費等として葬祭費17,920千円を支出している。行政収入では、その他繰入金がある。

問題点・課題

問題点・課題の改善策			
	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	結核・精神医療給付金	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	安田	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	結核・精神医療給付金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7（1995）年度	根拠	荒川区国民健康保険条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の自己負担額に相当する額を支給する。なお、本事業は東京都の単独補助事業であり、その給付に要した経費は保険給付費等交付金により措置される。							
対象者等	被保険者							
内容	1 結核医療給付 (1) 感染症法第37条の2第1項に係る医療費公費負担（一般医療） (2) 感染症法第37条第1項に係る医療費公費負担（入院勧告） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * なお、食事療養費に関するものは除く							
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）							
必要性	対象となる医療について、医療保険及び国制度による公費負担を適用した後の自己負担分について、都費により助成（給付）するものである。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受ける者は、受給者証の申請が必要になった。（平成15年4月から）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	受給者証発行件数(件)	1,190	843	1,200	1,200	1,000	
	②	給付件数(件)	16,166	16,038	16,395	16,395	17,030	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続						
都単独補助事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		18,175	19,680	18,199	18,397	18,980	19,991	19,159
決算額（4年度は見込み）		17,500	18,217	18,151	18,378	18,979	18,699	19,159
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	支給件数(件)	14,836	15,361	15,410	16,166	16,038	16,395	16,395

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	結核・精神医療給付金	18,979	負担金補助等	結核・精神医療給付金	18,699	負担金補助等	結核・精神医療給付金	19,159

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,688	1,211	▲ 1,477	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	18,979	18,699	▲ 280
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	18,979	18,699	▲ 280	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	18,979	18,699	▲ 280
	賞与・退職給与引当金繰入額	471	236	▲ 235	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,159	▲ 1,447	1,712
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	22,138	20,146	▲ 1,992	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,159	▲ 1,447	1,712
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,159	▲ 1,447	1,712	

備考 補助費等は、結核・精神医療給付金の支出額であり、その支出額に対して、都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の普通交付分）を充てている。

問題点・課題 ○国保受給者証（精神通院）の申請受付から交付について、社保や後期高齢者医療制度の加入者は、都単独公費事業として、各医療保険者を経由することなく事務が行われている。特別区は東京都に対し、制度の複雑さを解消するため都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、適正かつ遅滞のない事務処理を実施していく。	適正かつ遅滞のない事務処理を行った。	今後も関係部署と連携し、適正で、遅滞ない事務を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況（要旨） 議会質問状 平成13年度3月会議「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-02-01	後期高齢者事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。							
対象者等	24,456人(令和4年3月末日現在) 1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいを持ち都広域連合の認定を受けた者							
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割または3割（現役並所得者） ※令和4年10月1日から患者負担割合の2割負担の導入予定 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 ・後期高齢者の保険料 10% ・現役世代からの支援 40% ・公費 50% 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務							
経過	平成18年6月、医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行 平成25年8月、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者医療制度については、「現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ、改善を行うことが適当である」とされた。その後平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療費適正化の推進を図ることとなった。 平成30年4月、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国保における住所地特例が後期高齢者医療制度にも引き継がれることになった。							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する「保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」については区が行うこととされており、荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務を具体的に規定している。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 被保険証等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	被保険者数（人）	24,278	24,159	24,456	26,651	26,000	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値、目標は予測値
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事務であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		68,416	145,961	51,472	41,840	51,949	35,190	68,939
決算額（4年度は見込み）		51,040	104,370	32,832	25,911	33,810	27,079	68,939
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
被保険者数（年度末）（人）		23,021	23,553	24,103	24,278	24,159	24,456	26,651

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	2,722	報酬	非常勤職員報酬	2,635	報酬	非常勤職員報酬	3,474
職員手当等	一般職期末手当	398	職員手当等	一般職期末手当	411	職員手当等	一般職期末手当	412
共済費	非常勤職員等社会保険料	379	共済費	非常勤職員等社会保険料	455	共済費	非常勤職員等社会保険料	669
旅費	後期高齢者医療担当旅費	18	旅費	後期高齢者医療担当旅費	8	旅費	後期高齢者医療担当旅費	93
需用費	事務用消耗品窓あき封筒	206	需用費	事務用消耗品窓あき封筒	326	需用費	事務用消耗品窓あき封筒	612
役務費	郵送代	10,363	役務費	郵送代	2,749	役務費	郵送代	22,829
委託料	後期医療制度システム対応経費	19,725	委託料	後期医療制度システム対応経費	20,495	委託料	後期医療制度システム対応経費	40,850

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額
	給与関係費	42,315	47,542	5,227	地方税等	0	0
	物件費	30,312	23,577	▲ 6,735	国庫支出金	154	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	5	6	1	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	24,818	26,055
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,972	26,055
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,867	8,595	1,728	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 54,527	▲ 53,665
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	79,499	79,720	221	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 54,527	▲ 53,665
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 54,527	▲ 53,665

備考

行政費用の物件費では後期高齢者医療制度システムの運用支援及び保守業務委託等に20,495千円かかっている。

問題点・課題

後期高齢者医療制度の事務事業費はシステム対応経費、被保険者数の増加により伸びている。また被保険者数が団塊の世代の年齢到達を迎え、今後増加するものと予測されているため、より効率的な事務事業の運営等の対応が必要とされる。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	執行計画に基づき適正に支出を行う。	支出負担行為額と支出金額を定期的に照合することにより支出漏れの防止する。	執行計画に基づき適正に支出を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	収納管理費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	収納管理費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務						
対象者等	1 75歳以上の者 2 65歳から74歳で一定の障害を持ち都広域連合の認定を受けた者で都内に居住する者及び東京都から転出して他の道府県の特別養護老人ホーム等に入所している者						
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対するのアプローチ等は、「収納率向上対策事業費（後期高齢者）」参照						
経過	平成20年 7月 本算定（7月）より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始 平成21年度分、本算定（7月）実施 平成22年7月 被保険者証の一斉更新以後隔年更新						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 保険料徴収→保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り、期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。→本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 特別徴収率	0.35	0.36	0.35	0.35	0.40	決算に対する特徴と普徴の収入比率
	② 普通徴収率	0.65	0.64	0.65	0.65	0.60	決算に対する特徴と普徴の収入比率
③ 口座振替収納取扱件数の比率	75.00	70.66	67.20	70.00	75.00	年間の延べ普通徴収のうち口座振替による収納取扱件数の割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
推進	推進	後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		8,066	8,466	9,158	9,188	9,241	9,150	9,155
決算額（4年度は見込み）		5,937	7,396	7,123	7,584	7,819	7,273	9,155
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
特別徴収率		0.35	0.35	0.35	0.35	0.36	0.35	0.35
普通徴収率		0.65	0.65	0.65	0.65	0.64	0.65	0.65
口座振替収納取扱件数の比率		75.00	75.00	75.00	75.00	70.66	67.20	70.00
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	納付書・納入通知書等	1,495	需用費	納付書・納入通知書等	1,140	需用費	納付書・納入通知書等	1,924
役務費	郵送料・公金収納手数料	4,315	役務費	郵送料・公金収納手数料	4,077	役務費	郵送料・公金収納手数料	4,776
委託料	収納テープ作成委託料	2,009	委託料	収納テープ作成委託料	2,056	委託料	収納テープ作成委託料	2,455

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	6,721	7,249	528	地方税等	0	0	0
	物件費	7,819	7,273	▲ 546	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	3,394	8,160	4,766
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,394	8,160	4,766
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,177	1,412	235	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,323	▲ 7,774	4,549
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	15,717	15,934	217	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,323	▲ 7,774	4,549
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,323	▲ 7,774	4,549	

備考

行政費用では物件費が多くなっており、内訳としては保険料額決定通知等の郵送料等に4,077千円、納付書・納入通知書等印刷費用に1,140千円、収納にかかる委託料に2,056千円かかっている。

問題点・課題

年齢到達による後期高齢者医療制度に移行する場合、保険料の納入方法は引き継がれることがなく、普通徴収（納付書）からのスタートとなるため、納め忘れの原因となっている。
特別徴収は納め忘れを予防できるが、所得の変動があると、一時期普通徴収となるため、納入者に混乱を生じさせることがあり、滞納の一因なので理解を得るための周知が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き丁寧な周知に努める。	賦課通知に個々の内容に沿った案内文を作成し、細かな周知を行った。	引き続き丁寧な周知に努める。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議決要旨			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-23		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	収納率向上対策事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
			担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	収納率向上対策事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	<p>* 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年金からの支払（特別徴収）継続の依頼（口座振替と年金からの支払との選択が可能のため） 2 休日窓口の開設 3 コンビニエストアでの保険料の収納 4 ペイジー活用による口座振込の促進 5 滞納者への滞納処分（財産調査・差押）を進める。 6 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。 7 電子マネー活用による納付の促進 							
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。						
		健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。						
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行						
	平成20年7月	後期高齢者医療制度保険料徴収開始						
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。							
実施方法	（ 2一部委託 ）		（ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）		上記「内容」と同じ			
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	収納率（現年賦課分）（%）	98.91	99.29	99.09	98.50	99.40	4年度見込みは東京都後期高齢者医療保険料収納対策実施計画より (収入済額-還付未済額)/調定額
	②	収納率（滞繰分）（%）	66.55	79.61	63.45	65.00	80.00	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
重点的に推進		重点的に推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額		1,282	2,033	2,066	2,352	2,706	2,754	2,636	
決算額（4年度は見込み）		741	1,727	1,820	2,047	2,133	2,226	2,636	
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
事項名（4年度は見込み）									
収納率（現年賦課分）（%）		98.72	98.63	98.87	98.91	99.29	99.09	98.50	
収納率（滞繰分）（%）		51.38	48.21	55.29	66.55	79.61	63.45	65.00	
予算・決算の内訳									
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品・封筒印刷等	215	需用費	消耗品・封筒印刷等	233	需用費	消耗品・封筒印刷等	398	
役務費	郵送料	323	役務費	郵送料	346	役務費	郵送料	566	
委託料	納付案内センター業務等	1,595	委託料	納付案内センター業務等	1,647	委託料	納付案内センター業務等	1,672	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		2年度	3年度	差額	行政収入	勘定科目		2年度	3年度	差額
	給与関係費		8,536	4,712	▲ 3,824		地方税等		0	0	0
物件費		2,133	2,226	93	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		931	2,255	1,324		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		931	2,255	1,324		
賞与・退職給与引当金繰入額		1,495	918	▲ 577	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 11,233	▲ 5,601	5,632		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		12,164	7,856	▲ 4,308	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 11,233	▲ 5,601	5,632		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 11,233	▲ 5,601	5,632		

備考

行政費用では給与関係費が最も多く、次いで物件費が多くなっている。物件費の主な内訳として納付案内センター運営業務委託に1,589千円、郵送料に346千円かかっている。

問題点・課題

滞納繰越分は現年分に比較し収納率が低下する。滞納者に対しては、口座による振込を勧め、滞納を防止する。また、納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施し、収納率の向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き納付案内を継続する。	コールセンターのこまめな納付案内をし、納め忘れの解消等による収納率向上を図った。	引き続き納付案内を継続する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-24	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	広域連合分賦金等事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	広域連合分賦金等事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。							
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合							
内容	<p>東京都後期高齢者医療広域連合規約第18条に基づく負担金</p> <p>1 療養給付費負担金⇒保険給付に要する経費で、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。</p> <p>2 保険料負担金⇒区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。</p> <p>3 保険基盤安定負担金⇒低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する（一般会計からの繰入額の4分の3は都負担、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する）。</p> <p>4 事務費負担金⇒共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。</p> <p>5 保険料等軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した保険料が国民健康保険料に比較して著しく高くなることから、引き続き経過措置として、次の4項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。（1）審査支払手数料負担金（2）財政安定化基金拠出金（3）保険料未収金補填分（4）低所得者対策分（東京都独自軽減・所得割額軽減分）（5）葬祭費負担金</p>							
経過	<p>【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行</p> <p>平成19年3月 1日 東京都都知事許可</p> <p>平成20年3月31日 東京都知事届出</p>							
必要性	東京都後期高齢者医療広域規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算</p>							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	1人当り分賦金額(千円)	177	179	176	177	175	各負担金合計÷被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		3,927,734	4,046,223	4,220,572	4,331,082	4,372,281	4,442,813	4,707,043
決算額(4年度は見込み)		3,927,733	4,046,222	4,189,122	4,289,180	4,328,850	4,288,595	4,707,043
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	1人当り分賦金額(千円)	170	172	174	177	179	176	177
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	療養費等負担金	1,702,777	負担金補助等	療養費等負担金	1,692,943	負担金補助等	療養費等負担金	1,869,735
	保険料等負担金	2,024,939		保険料等負担金	2,002,360		保険料等負担金	2,164,978
	保険基盤安定負担金	403,550		保険基盤安定負担金	404,375		保険基盤安定負担金	441,836
	事務費負担金	69,989		事務費負担金	66,963		事務費負担金	65,994
	保険料軽減措置負担金	127,595		保険料軽減措置負担金	121,954		保険料軽減措置負担金	164,500

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		2年度	3年度	差額	勘定科目		2年度	3年度	差額
	行政費用	給与関係費		672	725	53	地方税等	2,011,215	2,020,288	9,073
物件費			0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費			0	0	0	都支出金	0	0	0	
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等			4,326,442	4,286,589	▲ 39,853	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費			0	0	0	その他	2,303,914	2,286,237	▲ 17,677	
不納欠損・貸倒引当金繰入額			4	2,807	2,803	行政収入合計(a)	4,315,129	4,306,525	▲ 8,604	
賞与・退職給与引当金繰入額			118	141	23	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,107	16,263	28,370	
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)			4,327,236	4,290,262	▲ 36,974	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,107	16,263	28,370	
特別費用(g)			301	319	18	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)			▲ 301	▲ 319	▲ 18	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,408	15,944	28,352	

備考 行政費用では補助費等として広域連合分賦金4,288,595千円を支出している(補助費等は還付未済金の減額調整後の金額)。その他の行政収入は主な内訳として、療養給付費繰入金、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、保険料軽減措置繰入金等がある。

問題点・課題 高齢化による被保険者の増加により区に分担金負担額も増加している。また、分担金の予算は広域連合が編成しているが、予算の過不足が区市町村の負担となっている。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	スケジュールに沿って執行し支出漏れを防止する。	納付書の確認を怠らず支出漏れを防止している。	スケジュールに沿って執行し支出漏れを防止する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-25		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦	
			担当者名	吉田	内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	健康診査事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。						
対象者等	6月30日現在、75歳以上の被保険者（65歳以上の一定の障害がある方） ただし、介護保険施設入所者や定期的な生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。						
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査 * 令和4から血液検査として血清アルブミンの検査を追加し、実施。 ②実施時期（3年度：7月1日～11月30日） * 22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 令和3年度13,437人						
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 *後期高齢者医療制度の健診事業は任意事業 広域連合からの委託事業として区が実施する。国保年金課から保健予防課に執行委任						
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ①区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。②健診の結果については医療機関から本人に通知する。③健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健所事業の案内を実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 目標受診率(%)	62	62	62	62	62	
	② 健診受診率(%)	59.19	57.85	56.52	62	62	受診者数÷健診対象者
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
重点的に推進	重点的に推進	早期に疾病を発見するために重要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額		193,879	197,839	205,089	211,074	221,030	220,355	226,670	
決算額(4年度は見込み)		189,882	195,540	201,539	204,466	203,304	200,511	226,670	
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
事項名(4年度は見込み)									
対象者数(人)		21,716	22,314	22,818	23,342	23,463	23,772	26,700	
受診者数(人)		13,076	13,424	13,743	13,815	13,574	13,437	15,200	
予算・決算の内訳									
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)			
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	
需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	605	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	555	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	740	
役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,487	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,475	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,896	
委託料	健診業務委託	201,212	委託料	健診業務委託	198,481	委託料	健診業務委託	224,034	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
	給与関係費	672	1,450	778	地方税等	0	0	0
	物件費	203,304	200,511	▲ 2,793	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	219,273	215,992	▲ 3,281
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	219,273	215,992	▲ 3,281
	賞与・退職給与引当金繰入額	118	282	164	行政収支差額(a)-(b)=(c)	15,179	13,749	▲ 1,430
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	204,094	202,243	▲ 1,851	通常収支差額(c)+(d)=(e)	15,179	13,749	▲ 1,430
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	15,179	13,749	▲ 1,430

備考 行政費用では物件費が多くなっており、主なものとして健康診査業務委託に197,295千円支出している。その他の行政収入は主な内訳として、健康診査費繰入金、健康診査費受託事業収入、長寿健康増進事業費補助金等がある。

問題点・課題 都外のサービス付高齢者住宅等に入所している「住所地特例」の該当者の受診方法について検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続して課題を検討する。	健康診断を受ける医療機関は自治体との契約行為によるため、おのずと対象が限られ、域外での健診は難しい。	継続して課題を検討する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-26	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	葬祭事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	被保険者の葬祭を行った者。							
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。 葬祭を行う者とは、本人との扶養、生計維持、同一世帯の關係に係わりはないとされている。 2 支給金額70,000円（広域連合50,000円、区負担20,000円） 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。							
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。						
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなため、一般政策（23区共通）で行う。						
	平成22年4月	都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。							
実施方法	（ 1直営 ）		（ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）					
	葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号 3 印鑑							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	給付件数(件)	1,334	1,334	1,408	1,417	1,415	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続	継続	東京都広域連合の給付事業に区が上乗せして支給しており、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		90,147	92,647	95,226	102,147	99,368	98,833	99,391
決算額（4年度は見込み）		86,130	92,632	93,972	93,558	93,567	98,790	99,391
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	給付件数(件)	1,228	1,321	1,340	1,334	1,334	1,408	1,417
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	64	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	99	需用費	申請書用紙代・通知用封筒印刷	75
役務費	郵送料	123	役務費	郵送料	131	役務費	郵送料	126
負担金補助等	葬祭給付金	93,380	負担金補助等	葬祭給付金	98,560	負担金補助等	葬祭給付金	99,190

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,657	2,148	▲ 1,509	地方税等	0	0	0
	物件費	187	230	43	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	93,380	98,560	5,180	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	77,754	98,828	21,074
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	77,754	98,828	21,074
	賞与・退職給与引当金繰入額	641	418	▲ 223	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,111	▲ 2,528	17,583
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	97,865	101,356	3,491	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,111	▲ 2,528	17,583
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,111	▲ 2,528	17,583	

備考 行政費用では補助費等として葬祭費98,560千円を支出している。その他の行政収入の内訳は、葬祭費受託事業収入等がある。

問題点・課題 葬祭費の支給について、請求方法を含め対象者に周知する。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き周知を図る。	死亡に伴う保険料の変更通知をするときに、葬祭費が未申請の家族に周知し、申請するよう促した。	引き続き周知を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-27	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	収納管理費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	石橋・本間・栗原	内線	2389			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-06-01	収納管理費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者の保険料収納に関する事務							
対象者等	被保険者							
内容	<p>国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。</p> <p>(1) 保険料収納 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴う口座振替や納付書による自主納付を行う。</p> <p>(2) 口座振替登録による収納 条例に基づき、原則口座振替による収納を徹底するため、国民健康保険加入の機会を捉え、口座振替の登録を促進している。口座振替登録時に還付口座としても登録を行うことにより、還付金が発生した際に速やかに還付できる体制体制としている。</p> <p>(3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始 ・ 納付方法の多様化 (1) 収納代行業者への業務委託によりコンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から） (2) モバイルレジ・モバイルクレジット収納の開始（平成元年10月から） (3) 納付書を活用した電子マネー決済の開始・PayPay、LINE Pay（令和3年6月から） (4) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・au PAY、d払い、J-Coinの追加（令和4年4月から） ・ 口座振替登録方法の多様化 (1) 口座振替ページ登録（キャッシュカードによる登録）の開始（平成25年7月から） 							
必要性	国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>自主納付による納期内納付を促し、口座振替を促進している。滞納者には日常の納付相談に加え、相談通知を送付し早期の納付を促す。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	督促状発送数(枚)	76,280	72,000	62,078	6,000	70,000	
	②	口座振替登録率(%)	38.3	38.2	38.7	45.0	80.0	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
推進	推進	国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	33,078	32,172	33,142	29,618	27,755	25,801	26,320	
決算額(4年度は見込み)	26,216	26,104	25,331	23,762	20,958	20,216	26,320	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	調定額(現年分)※居所不明分除く(千円)	5,998,912	5,919,933	5,789,228	5,651,349	5,308,314	5,282,200	4,851,800
	収納額(千円)	5,310,632	5,228,598	5,136,185	5,046,943	4,720,441	4,758,958	
	収納率(%)	88.53	88.32	88.72	89.31	88.93	90.91	
	調定額(滞繰分)(千円)	1,408,047	1,234,545	1,514,448	1,462,061	1,333,268	1,238,347	

予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	臨時職員賃金	0	報酬	臨時職員賃金	0	報酬	臨時職員賃金	329
共済費	臨時職員保険料等	1	共済費	臨時職員社会保険料等	0	共済費	臨時職員社会保険料等	57
需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,889	需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,302	需用費	事務用消耗品・印刷製本	3,292
役務費	郵送料・公金手数料	8,483	役務費	郵送料・公金手数料	8,342	役務費	郵送料・公金手数料	9,807
委託料	OCR等事務処理、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	9,558	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	10,955	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ペイジー関係	12,788
使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	26	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	27	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料	27
旅費	臨時職員費用弁償	0	旅費	臨時職員費用弁償	0	旅費	臨時職員費用弁償	20

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	17,139	16,673	▲ 466	地方税等	0	0	0
	物件費	20,957	20,215	▲ 742	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	15,388	0	▲ 15,388
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1	1	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	5,570	20,216	14,646
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	20,958	20,216	▲ 742
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,002	3,248	246	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,141	▲ 19,921	220
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	41,099	40,137	▲ 962	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,141	▲ 19,921	220
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,141	▲ 19,921	220

備考 行政費用では物件費が多くなっており、主な内訳としては口座振替関係通知等の郵送料に6,246千円、国民健康保険料等収納事務委託に7,615千円かかっている。

問題点・課題 ○外国人被保険者の制度理解を深め、保険料の納付義務を認知してもらう必要がある。
○口座振替登録率を上げ、納期内納付を促進する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	電子マネー収納の導入、周知を予定している。	電子マネー収納を6月から導入し、国保だより、ホームページ、督促状送付用封筒にて周知した。	電子マネー収納の種類を増やし、周知する。
②	外国人に対する保険制度への理解を深める為の多言語音声動画の作成など有効な周知方法について、分析・検討を行う。	会計年度職員による通訳、制度案内文書の翻訳を行い窓口で活用した。	各種文書、制度案内チラシ等の翻訳を引き続き行う。国別、属性別、所属別の分析、制度案内の方法を検討する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の要旨	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-28		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	松浦	
			担当者名	石橋・本間・栗原		内線	2389	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-07-01	収納率向上対策事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条例施行規則 ほか			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 2 短期証（年2回発行）の交付・資格証明書発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。 3 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押）を行う。 4 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。 5 滞納者への個別・一斉催告の実施 一斉催告は年3回の送付とし、4月・11月・2月に送付している。また、高額・長期滞納者へは随時、個別催告を送付している。 6 書面による通知と併せ、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、より効果的な納付促進を図る。 							
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 昭和63年 4月 徴収嘱託員制度を導入 2 平成18年 4月 滞納整理専門員を新たに雇用（当初は人材派遣。平成22年度から非常勤職員を雇用） 3 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 4 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 5 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化 6 令和 2年 4月 SMSを活用した催告を開始 							
必要性	国民健康保険法第76条「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」同法第79条及び地方自治法第231条の3第3項「～納付すべき金額を納付しないときは、～地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 納付案内センターによる電話及び訪問催告を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	収納率（現年分）（%）	89.31	88.93	90.91	92.00	90.03	目標値は東京都国民健康保険財政安定化支援方針（H29.10）
	②	収納率（滞繰分）（%）	28.48	26.43	31.75	36.45		
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
重点的に推進		重点的に推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		81,228	81,643	85,373	94,637	101,936	105,951	102,498
決算額(4年度は見込み)		70,019	73,133	78,799	88,054	94,699	95,222	102,498
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名(4年度は見込み)								
保険料収納率(%) 荒川区(現年分)		88.53	88.32	88.72	89.31	88.93	90.91	92.00
23区平均収納率(現年分)(%)		85.90	86.30	86.83	87.33	88.76	90.10	—
23区順位(現年分)(位)		4	5	6	7	12	9	—
保険料収納率(%) 荒川区(滞線分)		28.89	32.31	25.93	28.48	26.43	31.75	36.45
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬	21,638	報酬	会計年度職員報酬	19,486	報酬	会計年度職員報酬	21,982
職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	6,336	職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	6,517	職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	6,269
共済費	非常勤職員社会保険料等	4,130	共済費	会計年度職員社会保険料等	3,731	共済費	会計年度職員社会保険料等	4,091
旅費	特別旅費、非常勤交通費	853	旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	680	旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	747
需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,128	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,911	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,986
役務費	郵送料、電話料、財産調査手数料、SMSサービス	6,753	役務費	郵送料、電話料、財産調査手数料、SMSサービス	8,492	役務費	郵送料、電話料、財産調査手数料、SMSサービス	10,439
委託料	納付案内センター	53,860	委託料	納付案内センター・区外現地調査	55,661	委託料	納付案内センター・区外現地調査	56,453

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	61,301	70,133	8,832	地方税等	0	0	0	
	物件費	62,595	66,676	4,081	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	94,618	21,627	▲ 72,991	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	39	139	100	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	81	76,700	76,619	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	94,699	98,327	3,628	
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,802	8,281	2,479	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 35,038	▲ 46,902	▲ 11,864	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	129,737	145,229	15,492	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 35,038	▲ 46,902	▲ 11,864	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 35,038	▲ 46,902	▲ 11,864		

備考 行政費用(物件費)の主な内訳は、催告書等の郵送料、納付案内センター運営業務委託等がある。行政収入では、都支出金(保険給付費等交付金の特別交付分)がある。

問題点・課題 ○滞納を発生させないためには、まず、現年度分の保険料の納期内納付を徹底する必要がある。そのためには、加入時に保険制度の説明、保険料のしくみ、口座振替登録、を確実にを行うため、課全体で取り組む必要がある。
○滞納の長期化・高額化を防ぐため、納付、相談がない滞納者に対しては、早期に滞納処分に着手する。
○支援を必要としている方には、庁内のみならず他機関の支援などにもつなぐよう、常に情報収集を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	費用対効果を鑑み、通信クラウド、翻訳アプリ、AIサービスを組み合わせ、納付相談の円滑化を図る。	英語、中国語が可能な会計年度職員による通訳、翻訳、訪問により納付相談の円滑化が図れた。	引き続き、個々人に適正な方法で納付相談の円滑化を図る。
②	社会状況を見極めながら、転出者に対する訪問催告を対象者、訪問目的を明確にして実施する。	高額滞納者を中心に区外現地調査を実施。税務課と集合契約し対象者を増やせた。差し置き文書に英語を表記し外国籍滞納者へも対応。	3年度の効果を検証し、現地調査の実施、対象者を検討する。
③	来庁しなくても、保険制度への理解が深まるよう、多言語音声動画の作成など有効な周知方法を検討する。	多言語音声動画の作成は未実施。引き続き検討する。	来庁しなくても、保険制度への理解が深まるような動画、ホームページ、チラシ、案内先、実施者など有効な周知方法を検討する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度6月会議「収納率の向上に向けた取り組み」 平成24年度6月会議「歳入課の創設、保険料から税への転換」 平成29年度6月会議「収納率向上や差し押さえ強化などを奨励するやり方をやめるよう都に求めること」 平成29年度2月会議「外国人の収納率等について」
-----------	---

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-29	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	基礎年金事務費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	浜口	内線	2413		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	基礎年金事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（1959）年度	根拠	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ほか				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。60歳以上70歳未満は任意加入）が対象となる国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出の受付時に迅速かつ正確な事務処理を行うこと及び日本年金機構の国民年金事業に関する協力連携事務を行うことにより、区内在住者の年金権の確保を図っていくことを事務事業の目的とする。						
対象者等	区内在住者全般（うち、適用事務は20歳以上70歳未満の厚生年金未加入者、国民年金保険料免除等受付事務は20歳以上60歳未満の第1号被保険者《自営業や学生の方など》を対象とする）						
内容	① 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受付、審査及び日本年金機構への送付事務 ② 給付事務（※平成28年度以降、07-06-29一般事務費（福祉年金事務）を統合） 国民年金制度における各種年金・一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）や老齢福祉年金、特別障害給付金に係る裁定請求書や各種届出書の受付及び日本年金機構への送付事務、及び年金生活者支援給付金関係事務 ③ 国民年金保険料免除等事務 国民年金保険料（令和4年度は、16,590円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 ④ 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（区報への記事掲載・ホームページへの情報掲載等）						
経過	昭和34年 4月 国民年金法公布 昭和35年10月 適用事務開始 昭和36年 4月 保険料徴収事務 昭和57年 1月 外国人の適用始まる 昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成 3年 4月 学生の適用開始 平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入 平成12年 4月 区の年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務へ・学生納付特例制度創設 平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 平成22年 1月 日本年金機構発足						
必要性	国民年金法第12条第1項および第4項、第105条第1項および第4項、同法施行令第1条の2において法定受託事務として、区が行う事業と規定されている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 届出書、申請書等の受理及び事実の審査を行い、日本年金機構に送付する。 日本年金機構との協力・連携のもとに実施している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明	
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	① 受給者数（老齢基礎年金等＋障害基礎年金等）(人)	48,044	48,641	48,655	48,655	48,655	国民年金制度による年金等受給者数
	② 被保険者関係届書受付件数(件)	2,677	2,763	2,810	2,810	2,810	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
③ 免除等申請書受付件数(件)	8,706	3,489	2,953	2,953	2,953	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	法定受託事務であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		17,846	17,835	18,301	18,596	22,003	22,488	22,274
決算額(4年度は見込み)		17,126	16,141	17,794	18,259	21,620	21,972	22,274
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名(4年度は見込み)								
受給者数(老齢基礎年金等)(人)		47,997	47,906	48,026	48,044	48,641	48,655	48,655
被保険者関係届書受付件数(件)		3,430	3,808	3,714	2,677	2,763	2,810	2,810
免除等申請書受付件数(件)		11,155	9,486	11,157	8,706	3,489	2,953	2,953
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	会計年度任用職員報酬	14,869	報酬	会計年度任用職員報酬	15,062	報酬	会計年度任用職員報酬	15,204
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	2,871	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,010	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,011
共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,697	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,718	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,643
旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	687	旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	693	旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	717
需用費	事務用消耗品、印刷製本	474	需用費	事務用消耗品、印刷製本	470	需用費	事務用消耗品、印刷製本	556
役務費	郵送料等	23	役務費	郵送料	18	役務費	郵送料	116
委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	0	委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	0	委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	22

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額			2年度	3年度	差額	
	給与関係費	61,908	65,123	3,215	地方税等	0	0	0	
	物件費	1,183	1,181	▲2	国庫支出金	69,886	66,630	▲3,256	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	69,886	66,630	▲3,256	
	賞与・退職給与引当金繰入額	7,744	8,746	1,002	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲949	▲8,420	▲7,471	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	70,835	75,050	4,215	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲949	▲8,420	▲7,471	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲949	▲8,420	▲7,471	

備考

行政費用では給与関係費が多くなっている。行政収入の内訳としては国民年金事務費交付金等で65,539,689円、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金で1,090,516円収入があった。

問題点・課題

○国民年金保険料免除制度について、平成26年度の法改正により申請可能期間が長くなったことに加えて、平成28年7月以降は対象年齢も拡大されたことにより、相談受付内容が複雑化の傾向にある。
○法定受託事務のため、経費の全額が国により負担されるべきものであるが、交付率が低いために一般財源を投入して事業を実施している。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、法改正等による係事務運用の変更等に対応していく。	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、法改正等による係事務運用の変更等に対応した。	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、係事務運用の変更等に確実に対応していく。
②	基幹システム更改について、準備を確実に進め、問題なく新システムに移行するように努める。	基幹システム更改について、準備を進めて移行に対応したが、課題が残っている。	基幹システム更改において残った課題を解消する。
③	当該事務に係る経費について、あらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を求めていく。	当該事務に係る経費について、要望書等により国に対して全額の負担を求めた。	当該事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を求めていく。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)質問状

・平成19年度9月会議「区として年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-30	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	脳ドック受診助成事業（後期高齢者）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	吉田	内線	2391			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-02-01	脳ドック受診助成事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康の増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の被保険者 ・保険料の未納がない世帯の被保険者 							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・脳ドック受診費用の1/2額とし、2万円を限度とする。 ・2か年を連続して助成を受けることはできない。 ・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施。 <ul style="list-style-type: none"> （1）内容 対象期間中に脳ドック受診助成の申請を行った方のうち、健康づくりに関するアンケートに協力してくれた方に対し、区内商品券500円分を提供 （2）対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日 （3）対象人数 先着100名（国保・後期合算） 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年7月1日から、国民健康保険制度により合同実施していたが、平成30年度から後期高齢者分を分けて実施。 ・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。 							
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に関わる経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。 							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	脳ドック受診助成者数(人)	9	18	17	20	30	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額			—	404	404	404	405	404
決算額（4年度は見込み）			—	186	153	261	270	404
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
脳ドック助成金利用者（人）				12	9	18	17	20
予算・決算の内訳		令和2年度（決算）			令和3年度（決算）		令和4年度（予算）	
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料（決定通知）	4	役務費	郵送料（決定通知）	4	役務費	郵送料（決定通知）	4
負担金補助等	脳ドック助成金	257	負担金補助等	脳ドック助成金	266	負担金補助等	脳ドック助成金	400

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	0	0	0	地方税等	0	0	0	
	物件費	4	4	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	257	266	9	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 261	▲ 270	▲ 9	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	261	270	9	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 261	▲ 270	▲ 9	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 261	▲ 270	▲ 9	

備考 行政費用では補助費等として脳ドック受診助成費266千円を支出している。

問題点・課題 利用者は20人を見込んでおり、被保険者の利用促進のため今後も積極的な周知を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。	区報、HP、区営掲示板等により周知を行った。区営掲示板へのポスター掲示に対しては大きな反響があった。	・引き続き様々な媒体を活用し、制度の周知を行っていく。 ・引き続き脳ドック受診キャンペーンを行っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

況（要旨） 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-31	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	歯科健康診査事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
		担当者名	吉田	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-03-01	歯科健康診査事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 30（2018）年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	区内の75歳年齢到達者に対して歯科健康診査を実施し、健康寿命の延伸を図る。						
対象者等	区内の委託歯科医療機関に出向いて健診を受けることのできる、区内の75歳の後期高齢者医療制度被保険者。						
内容	<p>口腔機能の低下を予防し、被保険者の健康の維持、増進を図る。</p> <p>①健診内容 問診、口腔内検査、健診結果の判定、結果の通知・説明と結果に基づく指導</p> <p>②実施方法 区市町村が歯科健康診査を実施（歯科医師会への委託を含む）し、補助金交付申請及び実施報告を行い、それを受けて都広域連合が一部を補助する。1件1,970円</p>						
経過	<p>平成7～16年度 保健所にて、がん予防・健康づくりセンターでの誕生日健診時に40・45歳を対象に成人歯科検診を実施。</p> <p>平成17～19年度 保健所にて、誕生日健診で歯周疾患事業として対象年齢を拡大（40・50・60歳へ）して実施。70歳の対象者は、区内歯科医療機関で委託して実施。</p> <p>平成21年度 保健所にて、対象年齢を拡大（40・45・50・55・60・65・70歳へ）して実施。40・50・60・70歳は直営と委託の選択制。45・55・65歳は委託。</p> <p>平成23年度 福祉部高齢者福祉課にて口腔保健の教室実施。</p> <p>令和3年度 後期高齢者医療歯科健康診査実施</p>						
必要性	歯科健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>1 区は受診券と案内を送付し区報などで歯科健診事業の周知を図る。2 健診の結果について歯科医から説明する。3 歯科相談など対象者が利用できる高齢者福祉課の講習会の案内を実施する。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度見込み	目標値(8年度)	
	① 歯科健診受診者数	0	0	47	60	100	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
推進	推進	後期高齢者の歯科健診は、口腔機能を保ち、健康寿命の延伸を図るために重要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額			-	891	1,049	2,018	4,845	2,138
決算額（4年度は見込み）			-	0	0	653	3,743	2,138
実績の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名（4年度は見込み）								
歯科健診受診者数				-	-	-	47	60

予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	ポスター・健診用帳票等	210	報酬	非常勤職員報酬	2,185	需用費	ポスター・健診用帳票等	705
役務費	歯科衛生士労働者派遣手数料	443	職員手当等	非常勤職員期末手当	371	役務費	郵送料	278
委託料	歯科健診業務委託	0	共済費	非常勤職員等社会保険料	414	委託料	歯科健診業務委託	1,155
			旅費	後期高齢者医療担当旅費	244			
			需用費	ポスター・健診用帳票等	167			
			役務費	郵送料	0			
			委託料	歯科健診業務委託	362			

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	3,024	4,783	1,759	地方税等	0	0	0	
	物件費	653	773	120	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	83	83	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	83	83	
	賞与・退職給与引当金繰入額	530	355	▲ 175	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,207	▲ 5,828	▲ 1,621	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,207	5,911	1,704	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,207	▲ 5,828	▲ 1,621	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,207	▲ 5,828	▲ 1,621	

備考 行政費用では、給与関係費が多くなっている。物件費としては、ポスター・健診用帳票等の需用費167千円と、歯科健診業務委託に係る費用362千円がある。

問題点・課題 受診率の向上のため、受診勧奨の方法等を工夫し受診意欲の醸成を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報・ホームページ、口腔保健講習会、かかりつけ医等を通じて健康診査の周知を行っていく。	積極的な受診勧奨を行い被保険者の受診を促すことが受診率の向上に貢献した。	引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い、受診者数の向上に努めていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況（要旨） 議会質問状
 ・令和元年度9月会議「後期高齢者を対象とした口腔機能健診を実施すること」

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-32		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	傷病手当金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦		
			担当者名	古宇田	内線	2381		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	傷病手当金						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、労働者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することを目的に創設された。							
対象者等	国民健康保険被保険者							
内容	<p>○対象者；被保険者の内、次の①から③に該当する者</p> <p>①勤務先から給与等の支払を受けている</p> <p>②新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われた</p> <p>③療養のために仕事ができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなかった</p> <p>○支給となる日数：療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日</p> <p>○支給額：【（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）】×支給対象日数</p> <p>○適用期間：令和2年1月1日から令和4年9月30日まで（ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様。最長1年6月まで。）</p>							
経過	<p>国保制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合等に自主的に条例を制定して行うことができるとされている。</p> <p>しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内の感染拡大防止の観点から、感染又は感染が疑われる被用者に休みやすい環境を整備するため、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことになった。</p> <p>○令和2年5月29日 荒川区国民健康保険条例、施行規則一部改正、運用開始</p> <p>○令和2年8月 令和2年8月17日付厚労省事務連絡により支給対象期間を同年12月31日まで延長、規則改正</p> <p>○令和2年11月 令和2年11月18日付厚労省事務連絡により支給対象期間を令和3年3月31日まで延長、規則改正</p> <p>○令和4年5月 令和4年5月18日付厚労省事務連絡により令和4年9月30日まで延長</p>							
必要性	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	申請者数		14	31	100	0	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
継続		継続		国の緊急的・特例的な措置として財政支援を受けて実施しているものである。				

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額					18,000	1,972	1,520	
決算額(4年度は見込み)					1,095	1,958	1,520	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	支給件数					14	31	25

予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助及び交付金	傷病手当金	1,095	負担金補助及び交付金	傷病手当金	1,958	負担金補助及び交付金	傷病手当金	1,520

行政コスト計算書	勘定科目	2年度	3年度	差額	勘定科目	2年度	3年度	差額
	給与関係費	0	2,175	2,175	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	484	1,729	1,245
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,095	1,958	863	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	611	229	▲ 382
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,095	1,958	863
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	424	424	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲ 2,599	▲ 2,599
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,095	4,557	3,462	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲ 2,599	▲ 2,599
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲ 2,599	▲ 2,599

備考 行政費用では、傷病手当金として1,958千円支出している。行政収入では都から交付される都支出金（保険給付費等交付金の特別調整交付金分）、その他繰入金がある。

問題点・課題 PCR検査を受けた入院者で、かつ給与収入者に対し、引き続き申請案内を送っていく。フリーランス・業務委託により、国保加入者だが傷病手当金を受給できず、事業主でもないため、厚労省やハローワークの給付金制度も受けられない方からの相談があり、制度の狭間でこぼれてしまう加入者がいることが課題である。

問題点・課題の改善策			
	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	2年度に引き続き、対象者の選定を行い、被用者への申請のご案内を送付していく。	該当者への迅速な給付ができた。今後も、申請のご案内の送付により、周知を図っていく。	第6波を過ぎても感染の減少ペースは緩やかで高止まりの状態が続いていることから、引き続き迅速な支給に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	08-06-33	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	松浦			
		担当者名	安田	内線	2381			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input checked="" type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	令和 4（2022）年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	区民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を図ることを目的に生活習慣病の予防啓発を進め、健康寿命の延伸に寄与する。							
対象者等	区内在住の高齢者（ただし、事業を実施した際に交付される特別調整交付金対象者は75歳以上のみ）							
内容	<p>KDB（国保データベース）システム等を活用し分析を行い健康課題を明確にした上で、ハイリスクアプローチ（健康リスクを持っている方を抽出し、保健指導等を実施し行動変容を促す取組）とポピュレーションアプローチ（通いの場への関与、啓発活動等、広く多くの方を対象に実施する取組）を組み合わせた保健事業を実施する。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>○ハイリスクアプローチ事業 荒川区は健康課題として高血圧症の方が多いため、高血圧症の方をKDBで抽出し、高血圧症予防等のリーフレットや脳ドック受診助成事業の案内を送付し、希望者には健康相談を実施する。</p> <p>○ポピュレーションアプローチ事業 荒川区社会福祉協議会と連携し、医療専門職が「あらかわ粋・活ふれあいサロン」等に赴き、高齢者を対象に、生活習慣病予防啓発や健康相談を実施する。</p>							
経過	<p>令和2年4月1日 高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報を一括して把握できるように規定が整備された。</p> <p>令和4年4月 事業開始</p>							
必要性	国民健康保険法第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条において保険者が保健事業を実施することが定められている。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>保険給付係の医療専門職が企画・調整等を担当し、後期高齢者医療係の歯科衛生士と連携して事業を実施する。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	ハイリスクアプローチ実施数				200	200	予防啓発リーフレット等の送付数
	②	ポピュレーションアプローチ実施数				4	8	実施回数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度	5年度							
推進	推進	被保険者の健康の保持増進のために必要な事業である。						

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額							-	3,609
決算額(4年度は見込み)							-	3,609
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	ハイリスクアプローチ							200
	ポピュレーションアプローチ							4
予算・決算の内訳								
令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
						報酬	非常勤職員報酬	2,265
						職員手当等	時間外手当・期末手当(会計)	532
						共済費	健康保険料(会計)等	410
						報償費	講師謝礼	28
						旅費	職員旅費・通勤手当(会計)等	257
						需用費	消耗品、印刷製本	100
						役務費	郵送料	17

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
	給与関係費	0	1,087	1,087	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	212	212	行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲1,299	▲1,299	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	0	1,299	1,299	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲1,299	▲1,299	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲1,299	▲1,299	

備考

令和4年度新規事業であるため、令和3年度は給与関係費等のみとなっている。

問題点・課題

○ハイリスクアプローチの際は、高血圧症重症化予防啓発リーフレット作成の際は、健康推進課、高齢者福祉課、介護保険課と連携し、一体的に実施できるように工夫する必要がある。

○ポピュレーションアプローチの際は、効果的・効率的に予防啓発ができるよう荒川区社会福祉協議会と調整して進める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	令和4年度からの本格的実施に向けて、広域連合と調整する他、試行的に「ふれあい絆・活サロン」で予防啓発を実施する。	予算・申請内容について広域連合と調整し、「ふれあい絆・活サロン」で実際に予防啓発を実施し、事業について検証した。	高血圧症の方の抽出基準方針を決定し、関係所管課と連携し、ハイリスクアプローチを実施する。
②	—	—	荒川区社会福祉協議会と調整し、対象者の特性に合わせた生活習慣病の予防啓発を実施していく。
③			

他区の実況 (実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区)

令和5年度までに全保険者が実施することが求められている。

議会要旨

状況